

3 イベントを通じた読書活動の普及・啓発

学校・家庭・地域において、読書活動を推進する気運を高めるためには、例えば「子ども読書の日」などに学校や地域、公立図書館等で行われる様々なイベントを通じて、読書活動の意義や重要性についての普及・啓発に、継続的に取り組むことが大切です。

目標

【目標①】「子ども読書の日」(4月23日)、「古典の日」(11月1日)における読書活動の取組の実施

- ☑小学校・中学校・高等学校は、100%を目指します。
- ☑特別支援学校は、「子ども読書の日」における読書活動の取組の年間指導計画への位置付けを50%以上にします。

【目標②】公立図書館における「子ども読書の日」関連事業の実施

- ☑100%を継続します。

現状

- ▼古典の日に、全校朝会で「古典の日」にちなんだ話をしている学校や、全校で古文を暗唱している学校もあります。
- ▼公立図書館における「子ども読書の日」の取組

毎年実施

～ 目標を達成するための具体的な取組 ～

- 各学校において、「子ども読書の日」や「古典の日」に読書に関するイベントを実施します！

- 読書に関わる楽しいイベントは、子供たちが新しい分野の本に興味をもったり、読書習慣を身に付けたりするきっかけにつながります。

図書館祭りやお話会、「子ども読書の日」や「古典の日」などの機会を捉え、学校全体で読書に関わるイベントを行うことで、子供たちの読書への意欲を高めていきます。

- ・ 「子ども読書の日」に関わる取組の必要性について、各学校への啓発を図ります。



子供司書と図書委員による
ペープサート(紙人形劇)



集まれ!西っ子
読み聞かせグランプリ

「学校におけるイベントの様子」
(海田町立海田西小学校)

- ・ 「古典の日」における読書活動として、古典の読み聞かせ、音読、暗唱、本の紹介等の取組事例を県教育委員会のホームページで発信していきます。

「古典の日」にちなんで、昔話など古典に関わりのある本を展示している学校もあります。



「『古典の日』にちなんだ図書の展示」
(神石高原町立来見小学校)

▶ 公立図書館・公民館等において「子ども読書の日」関連事業を実施します！

○ 大人を含めた社会全体で読書活動を推進する気運を高めるため、公共施設における様々なイベントを通じて、読書活動の意義や重要性の普及・啓発に、継続的に取り組んでいきます。

- ・ 県内で実施される「子ども読書の日」関連事業について、県教育委員会のホームページ等で広く紹介・周知し、読書活動の意義や重要性の普及・啓発に努めます。
- ・ 公立図書館・公民館等において、研修会、講座等の継続的開催や子供の読書に関する資料展示を行うことで、読書活動啓発の機会の確保に努めるように促します。
- ・ 県立図書館において、「子ども読書の日」関連事業としてのお話会を実施します。



「としょかんこどもフェスティバル」
(尾道市立中央図書館)

子供に読書や図書館を身近なものとして紹介し、物語や絵本の世界を楽しんでもらい、より多くの本と出会うことができることを目的として、毎年開催されています。

子どもの読書活動の推進に関する法律（抜粋）

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。



古典の日に関する法律（抜粋）

(古典の日)

第三条 国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるようにするため、古典の日を設ける。

- 2 古典の日は、十一月一日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、古典の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、前項に規定するもののほか、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場において、国民が古典に親しむことができるよう、古典に関する学習及び古典を活用した教育の機会の整備、古典に関する調査研究の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。